

令和7年度 香美町立長井小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月7日更新

1 本校の方針

本校のスローガンは、「ねばる子 助け合う子 行動する子」である。①学ぶ楽しさを実感し、学び続ける児童 ②運動によって、活動的な生活をするための気力と体力を身に付ける児童 ③互いを思いやり、助け合い、最後まで行動する児童 ④命を大切にする児童の育成を目指している。

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「長井小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるか十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

- ①いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その容態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともにPTAの会議、保護者懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「生活指導部」を中心に点検し、常に改善を図り見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者・地域と連携した学校の基本方針になるように、保護者・地域の意見を積極的に聴取するように留意する。